

行政処分の公表

弊社の大栄営業所は、関東運輸局の巡回監査を受け以下の処分を受けました。従業員一同、当処分を重く受け止め、今一度基本に立ち返り、お客様に安心してご利用いただくため、輸送の安全向上に努めて参ります。

記

1. 監査日：平成 25 年 11 月 25 日および平成 26 年 1 月 17 日

2. 指摘事項：

(1) 運転者の過労防止に関する措置が不適切であったこと。

①所定の拘束時間を越えて乗務していたものがあったこと。

②仕業間の休息を十分にとらずに乗務していた者があったこと。

(2) 点呼の実施結果の記録が不適切であったこと。

(3) 運転者に対する国土交通大臣が告示で定める輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。

3. 処分内容：道路運送法第 40 条に基づく事業用自動車の使用停止処分 10 日車

4. 処分を受けた日：平成 26 年 7 月 8 日

5. 改善措置

(1) 乗務員の採用を強化し過労防止に努め、平成 25 年末までには乗務員不足による過労は解消されました。

(2) 点呼の実施内容は法令遵守を徹底し、更に外部機関における調査および研修を計画しました。(実施は平成 26 年度中を計画)

(3) 運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいた運転者に対する指導及び監督を徹底し、運行管理者に対しその意義を深く理解させるよう指導いたしました。記録は、項目ごとの整理を改め、実施日ごとにとりまとめ整理して保管することとしました。

以上